

證誠寺光輪堂使用申込書

宗教法人 證 誠 寺 様

年 月 日

現 住 所 _____

電 話 _____

ふ り が な
使用申込人氏名 _____ 印

区画番号 _____

使 用 料 _____ 円

私儀 證誠寺光輪堂に遺骨の預託をお願いいたしましたが使用承認を

されました上には、下記事項を堅く遵守することを誓約いたします。

誓 約 事 項

1. 浄土真宗本願寺派 證誠寺の門徒としてのありかたを大切にします。
2. 『證誠寺光輪堂管理規定』『證誠寺光輪堂遺骨預託心得』を理解し述べられている事項を守ります。
3. 3年管理料の滞納があったら管理者の権限で合祀することに合意します。

遺骨返却請求書

證誠寺光輪堂管理委員会 様

年 月 日

現 住 所 _____

電 話 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

区画番号 _____

預託してあります下記遺骨を返却頂きたいのでここに請求申し上げます。

記

俗 名 _____

俗 名 _____

光輪堂解約・遺骨引取証明書

證誠寺光輪堂管理委員会 様 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私儀、證誠寺光輪堂を解約し預託していた下記遺骨について本日確かに引取を済ませたことを証明します。

遺骨を預けていた者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

区画番号 _____

代 理 人 （預けていた者以外が引取の場合記入。要「委任状」添付）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

記

引取を済ませた遺骨 （法縁廟・證誠寺浄苑へ納骨）

故 人 名 _____

以上計 柱

預託金返還受領証

預託期間が5年未満のため以下の金額の返還を受けました

金 _____ 円

_____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____ 印 _____

證誠寺光輪堂管理規則

第1条（規則制定の目的）

本規則は、宗教法人「證誠寺」が経営する納骨堂「光輪堂」（「墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）」に定める納骨堂に該当する。）への納骨に関わる諸事項を明確にし、管理運営に齟齬の無いようにすることを目的に定めた。

第2条（光輪堂の管理者）

- 1 光輪堂の管理者は、宗教法人證誠寺の代表役員である住職とする。
- 2 管理者は、門徒の中より若干名の光輪堂管理委員を任命し、光輪堂管理委員会（以下「管理委員会」と云う。）を組織し、光輪堂の運営維持管理を委嘱することができる。

第3条（光輪堂に関わる事務職員の委嘱）

管理者は、光輪堂に関わる事務処理等の補助を、宗教法人證誠寺の事務担当職員に委嘱することができる。

第4条（遺骨預託の申込と承認）

- 1 光輪堂に遺骨の預託を申し込む者（以下「遺骨預託願人」という。）は、「光輪堂使用申込書」に所定の事項を記載し、管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の届出の際、遺骨預託願人は、納骨対象者（以下「登録者」という。）の埋（改）葬許可証、及び、遺骨預託願人の住民票（ただし、本籍地の記載のあるもの。）を添付しなければならない。
- 3 管理者が、第1項の申込みを承認し、遺骨預託願人が、別に定める「證誠寺光輪堂遺骨預託心得」（以下「心得」という。）に従い5年分の使用料を納入した時に、遺骨預託願人は、「光輪堂」使用权（以下、「遺骨預託権」という。）を取得する（以下、遺骨預託権者を「使用者」という。）。
- 4 遺骨預託願人は、證誠寺門信徒であり、かつ證誠寺寺則及び当規則を遵守することを要件とする。
- 5 遺骨預託願人が登録者の場合、宗教法人證誠寺、及び、管理者との連絡係として連絡人を定め、第1項の「光輪堂使用申込書」に明記しなければならない。なお、当該申込書を提出するに当たっては、遺骨預託願人の住民票（ただし、本籍地の記載のあるもの）を添付しなければならず、埋葬許可証は、連絡人が納骨時に提出する。
- 6 使用者及び連絡人に変更があった場合、変更が生じた日から2週間以内に書面をもって管理者に届け出て、管理者の承認を得なければならない。
- 7 使用者は、住所または居所を変更した場合、変更が生じた日から2週間以内に書面をもって管理者に届け出なければならない。
- 8 使用者は、公衆衛生上、焼骨に限り光輪堂に預託することができる。

第5条（光輪堂使用期間の延長）

使用者は、心得の定める預託基本期間（以下「預託基本期間」という。）を過ぎて光輪堂を使用する場合、毎年心得の定める管理料を納めることにより使用期間を延長することができる。

第6条（遺骨の返却と使用料の還付）

- 1 使用者が遺骨の返却を求めた場合、管理者はこれに応じなければならない。
- 2 前項の場合において、返却する遺骨の納骨期間が預託基本期間に達していなければ、管理者は、納骨期間に応じて納骨時に納めた使用料を還付する。

第7条（遺骨預託権の取り消し）

- 1 使用者が次の各号に該当すると管理者が認めたときは、管理者は使用者に対し、催告なしに直ちにその遺骨預託権を取り消すことができる。
 - ① 證誠寺の典礼、法要、儀式及び慣行を遵守せず、又は、これらを正当な理由なく妨げたとき。
 - ② 證誠寺の境内、建物内にて、浄土真宗以外の宗教行為を行ったとき。
 - ③ 管理者が使用者又は連絡人の届出住所地（居所を含む。）に宛て郵送物を送付しても、2年にわたり、これが到達しないとき。
 - ④ 使用者が死亡した日から2年以上経過しても相続するもの又は祭祀承継者の指定がないとき。
 - ⑤ 使用者に相続人がいないとき。
 - ⑥ 3年以上管理料の納入を怠ったとき。
 - ⑦ その他本規則に違反する行為をしたとき。
 - ⑧ 他の使用者の迷惑になる行為があったとき。
- 2 前項により遺骨預託権が取り消されたときは、使用者は、取消しの日から1か月以内に、光輪堂内の遺骨を引き取らなければならない。
- 3 前項の期間内に使用者が焼骨を引き取らない場合、前項の規則にかかわらず、管理者は、光輪堂内の遺骨を無縁墓地に合祀することができる。
- 4 第1項により遺骨預託権が取り消されたときであっても、使用者は既に支払った管理料の返還を請求することはできない。

第8条（使用者の地位の承継）

- 1 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者（ただし、使用者の相続人又は親族に限ります。）がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、管理者の特別の許可がある場合を除き、当該祭祀承継者は、使用者の相続人全員の署名捺印のある書面に、別に定める承継手数料を添えて管理者に届出を行い、管理者の承認を受けなければなりません。
- 2 使用者の祭祀承継者が光輪堂の使用を継続しない場合には、書面をもって管理者にその旨を届け出なければならない。この場合、使用者の祭祀承継者は、届出より1か月以内に、光輪堂内の遺骨を引き取らなければならない。
- 3 前項の期間内に使用者が焼骨を引き取らない場合、前項の規則にかかわらず、管理者は、光輪堂内の遺骨を無縁墓地に合祀することができる。

4 使用者の祭祀承継者が光輪堂の使用を継続しない場合であっても、使用者は既に支払った管理料の返還を請求することはできない。

5 光輪堂の使用権を承継する者は、本規則の遵守をも承継するものとする。

第9条（不可抗力による事故の責任）

1 天変地異等不可抗力、その他管理者の過失によらない事故によって生じた損害は、管理者及び管理委員会は一切の責任を負わない。

2 第三者の故意又は過失による損害について、管理者及び管理委員会は一切の責任を負わない。

第10条（緊急の対応）

天変地異等により、光輪堂に損傷等が生じ、使用者に損害を与えるおそれがある場合、管理者は、応急の措置として、一時的に遺骨を移動させること等の措置をとることができる。

第11条（管轄裁判所）

本規則に関する訴訟については、宗教法人證誠寺の住所地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（本規則の改訂）

本規則は「墓地、埋葬等に関する法律」等現行法律が改正された場合、社会的、経済的な情勢に変化が生じた場合及び、管理委員会が必要と認めた場合に本規則を改定することがあり、使用者はこれに従うものとする。

第13条（規則に定めのない事項）

本規則に定めがない事項が生じた時や、本規則条項の解釈に疑義が生じた時は、管理者及び管理委員会は誠意を持って事に対処し、解決に尽力する。

付則改定経歴

平成9年4月1日新規作成 平成27年4月15日改定

令和3年6月9日改訂、同日施行